

平成 29 年 6 月 7 日

司法書士法教育ネットワーク

会長 西 脇 正 博 殿

平成 29 年 6 月 1 日付「会長候補、副会長候補の皆様への公開質問状」に対する回答

日本司法書士会連合会

会長候補 今 川 嘉 典

推薦副会長候補 小 澤 吉 徳

質問事項 1 司法書士が法教育を実施することの意義

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するとされていますが、その必要性は、司法制度改革の一環であることも十分認識しておかなければならないと考えています。

つまり、司法制度改革の背景には「事前規制型社会から事後チェック型社会へ」という変化があり、そのために「権利保護のためのセーフティ・ネットとしての司法制度」「自由・公正な市場経済社会のインフラとしての司法制度」が求められ、「司法の果たすべき役割の飛躍的増大」が必要になってきたわけですが、「総合法律支援制度の整備」により、国民から司法への物理的アクセスは近くなるものの、精神的距離が直ちに近くなるわけではありません。その認識の基で『法教育』の重要性が説かれてきたと理解しています。

また、市民を主役とする法教育の考え方は、私たち司法書士自身も学び、日々の執務においても実践すべきものであると考えています。

市民に身近に寄り添う私たちは、主役である市民が主体的に問題解決に向き合うためにも様々な考え方、立場にある市民への理解を深めなければならないからです。

すでに日本司法書士会連合会では、セクシャルマイノリティや経済的困窮者、また権利の実現にハンディのある市民の権利擁護活動を実践していますが、そのような活動を行う私たちこそ、法教育の考え方を身に着ける必要があると思うのです。

したがって、ご指摘のとおり、法教育活動は、法律家としての責務と言ってもいいのであり、司法制度の一翼を担う司法書士にとって最も重要な公益事業の一つであると考えております。

貴ネットワークの会員の皆様をはじめとする、全国の先駆的な司法書士の皆様の活動により、司法書士の法教育活動は、社会的にも高く評価されているところであり、さらに力強く推進していきたいと考えております。

現在、日本司法書士会連合会からは、法務省の法教育推進会議の教材作成チームに1名、厚生労働省の労働法教育に関する調査・研究等事業にも1名参加しています。こうした国の進める法教育事業への参画も積極的に支援していきたいと考えています。

また、法教育学会における各司法書士会の取組みの発表についても支援していきたいと考えていますし、市民にとっても好評である「親子法律教室」についての支援も引き続き行っていきたいと考えています。

## 質問事項2 弁護士・行政書士等との差別化

司法書士の法教育事業の独自性が重要であるという点についても、貴ネットワークのご指摘に賛同いたします。

現在の司法書士の法教育事業の独自性は、先に述べた「親子法律教室」であろうと考えています。平成22年度から日本司法書士会連合会の支援で実施されている「親子法律教室」ですが、年々開催する司法書士会が増えており、その内容もどんどん充実しています。そして、どの「親子法律教室」も市民に極めて好評で、公募による応募数は常に定員を大きく超えていて、マスコミによる取材も多く入るなど、広く関心を集めていると認識しております。したがって、この「親子法律教室」については今後も支援を継続していきたいと考えています。

しかし、その一方で、「親子法律教室」において取り扱う題材には、司法書士の独自性も検討すべきではないでしょうか。つまり、「契約」「消費者問題」「労働問題」「人権問題」「成年後見」といった題材のみならず、「不動産取引」「中小企業の法律問題」「本人訴訟支援」「家族信託」などといったような、司法書士業務をベースにした教材づくりも考えていくべきではないかと思えます。

## 質問事項3 中央新人研修に入れるべき 既存会員の研修にも入れるべき

先に述べた通り、司法書士が法教育事業に取り組む意味を考えれば、既存会員の研修においては当然のこと、新人研修におけるテーマとしても取り上げる必要があると考えて

おり、その点で貴ネットワークのご意見に賛同いたします。

しかし、中央新人研修のプログラムに盛り込むことについては現実的な問題もあると考えています。現在、受講生の負担軽減と日本司法書士会連合会の財政面から、昨年まで実施していた中央新人研修の前期日程を、本年度からeラーニングにより実施することとしています。受講者は、限られた期間内に一定以上の単位数のeラーニングを受講することを求められていることから、現在でもカリキュラムは相当タイトになっていて、新人に受講してほしいカリキュラムの全てを対象にできない状況になっています。また、日本司法書士会連合会の中央新人研修は、受講者自身に対する法教育をしている面もあります。しかし、新人にも、市民への法教育の必要性やマインドについて習得してもらうことは重要です。受講生の負担とこちらから伝えたいことのバランスの中で、どのような方法をとることができるのか、司法書士中央研修所と、早急に検討する必要があるものと考えます。

一方、既存会員に対する研修という点につきましては、これを推進していくことは、すぐに対応できると考えますので、早速、法教育委員会や会員研修の実施主体である司法書士中央研修所で検討するようにしたいと思います。

司法書士法施行規則31条には、「三 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務」とされており、具体的には、「市民を対象とした、相続や成年後見などの法律講座」「市民を対象とした、紛争解決のメニュー（裁判・調停・ADRなど）に関するセミナー」「市民を対象とした、消費者問題に関するセミナー」などが想定されます。このような、司法書士業務としての法教育事業という点も会員に対して発信していきたいと考えています。

#### 質問事項4 未実施会への対応

未実施会が全国に3会あるということは認識しております。

我々が会長・副会長となったときは、先に述べた司法書士が法教育事業に取り組む意義を踏まえたうえで、未実施会の実情に応じた支援をしていくことで、少しでも法教育事業に取り組んでもらえるよう、未実施会会長と意見交換を行っていきたいと考えています。その際には、貴ネットワークのお力もお貸しいただければと考えています。